

令和6年第1回農業委員会総会議事録

令和6年1月19日（金）第1回総会を市役所南庁舎1階会議室1Cに招集した。

農業委員 18人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者	1番	神山順一
2番	赤井勝利	3番	小田正廣	4番	西村勉
5番	奥津賢司	6番	平利一	7番	奥津忠和
8番	倉脇敏弥	9番	井藤孝久	10番	宮本武博
11番	藤川雅	12番	小川広文	13番	山田條一
14番	森立夫	15番	安達利延	16番	信谷昌吾
17番	藤本彰				

推進委員 9人

1番	谷岡貴寿	2番	兒玉公治	3番	泉登
4番	溝尾美恵子	5番	三輪金樹	6番	妹尾良和
7番	後藤保夫	8番	大原砂利	9番	逸見則夫

欠席委員 1人

10番 妹尾元弘

議事 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第 4号 現況証明に係る現況認定について

報告事項 農地改良届について
農地法施行規則第29条の届について
農地法第43条第1項の規定による届出について
法務局照会について
農地転用期間変更届について
完了届について
転用工事進捗状況報告について
農地法第18条6項の規定による通知について
利用権設定中途解約について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	森本 裕子
	参事	谷岡 利典
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

(開会時刻 午後 2 時 55 分)

谷岡参事	只今から、新見市農業委員会第1回総会を開催いたします。本日の出席は27名です。欠席は、推進10番妹尾委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。今年は、農業委員会としては、12月の講習で聞かれたように地域計画、目標地図の作成と何かと忙しくなると思われませんがよろしくお願いたします。本会議終了後、新年会の予定をしております。本日も一日よろしくお願致します。
谷岡参事	ありがとうございました。続いて、戎市長よりご挨拶をいただきます。
戎市長	改めまして、皆様ご苦労様です。この度の令和6年能登半島地震によりまして亡くなられた皆様方に深く哀悼の意を表しますとともに、ご家族の皆様方にお悔やみを申し上げる次第でございます。合わせて被災された全ての皆様に、お見舞いを申し上げる次第でございます。本市としましても、1月4日に義援金箱を設置させていただきました。本庁と各支局に設置をさせていただいております。また、1月5日には、現地に向けて支援物資を送らせていただきました。合わせて、職員2名の派遣も行っております。現地の方も少しずつ落ち着いているようでございますが、これからも本格的な復旧に向けて色々な対応が求められる中で、来週には本市の職員もシート関係、罹災証明の手続き等の担当窓口として、現地派遣をする予定です。今後ともしばらくこのようなかたちが繰り返されるのではないかと考えております。本市としまして、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。改めまして、皆様方には新年あけましておめでとうございます。新年第1回の農業委員会総会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、平素より本市の市政推進に対しまして格別のご理解とご協力を頂いておりますことを厚く御礼申し上げます。また、農業委員会の皆さんそして推進委員の皆様方が連携を取っていただきまして、ご活躍をいただいておりますことに対しまして深く敬意を表するところです。と申しましても本市の少子高齢

化が非常に進み人口減少の中、農地の従事者が減少し高齢化、担い手不足が深刻な状況となっている今日昨今でございます。この窮地をなんとか打破していかねばならない、特効薬はございません。一つ一つ積み重ねを行く以外は無いと思っております。今後は、これまで皆様を守り続けていただきました農地を次世代に引き継いでいくため農地の集約化等の実現に向けての対策等も行っていく必要があると考えているところです。そのためにも農業委員会の皆様方の役割部分も非常にこれまで以上に重要な物になると考えているところです。引続きお力添えをいただきますようよろしくお願い申し上げます。今年が皆様方にとりまして、素晴らしい年になりますように能登半島地震を吹き飛ばす勢いで新見の農業振興を進めて参りたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。一年間どうぞよろしくお願いいたします。

谷岡参事

ありがとうございました。ここで戎市長は他の公務のため退席されます。

～ 市長退席～

谷岡参事

それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。

会 長

それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、11番藤川委員、14番森委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が3件ございました。現地確認を1番、2番は1月9日に行っており、3番は12月26日に行っております。それでは、1番でございます。場所は上熊谷、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借

ではありませんので該当はございません。第6号ですが、本申請地は、申請当事者の先代間で農地法第3条の賃借権設定で耕作していた土地であります。譲渡人は後継者がおらず、維持管理が難しいため、今回、譲渡人と譲受人の間で贈与する旨の合意が成立したものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。

赤井委員

2番赤井です。1月13日、平委員、谷岡推進委員と3名で現地確認しました。場所は、●●●分かれの信号から300m先のお寺があります。その下の線路向うの畑です。譲渡人の維持管理ができないために譲渡となりました。譲受人宅の近くなので問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第1号2番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございますが、場所は菅生、現況地目は畑3筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、譲渡人宅から離れており、維持管理が難しいため、申請地近くに居住する譲

受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。

赤井委員 2番赤井です。確認日は1月13日、平委員、谷岡推進委員と行いました。これも譲渡人は地元におられなく維持管理ができないので譲渡となりました。これもなんら異常ないと思います。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第1号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任 次に、3番でございますが、場所は高尾、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請地に隣接する家を譲受人が購入することに伴い、同時に申請地も購入し耕作を行うということで合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。8番倉脇委員。
倉脇委員	8番倉脇です。1月17日、溝尾推進委員と現地確認しております。場所は、高尾旧道の●●●信号の上100m行ったところ右手住宅の裏にあります。問題ないと思います。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第1号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	次に第5条につきまして、5件申請がございました。現地確認を1番、3番、4番、5番は12月26日に行っており、2番は1月9日に行っております。それでは1番ですが、場所は正田、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は資材置場です。転用理由は、譲受人が建設業を営んでおり資材置場として使用したいため、というものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から3か月です。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地（第一種住居地域）と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。
西村委員	4番西村です。現地確認を1月11日、森委員、三輪推進委員、私3名で行いました。場所は、正田学校給食センターの裏にあります。高梁川との間に市道が走っております。それに沿って細長い農地でした。草が茂って耕作されていた形跡はなく問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第2号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第2号2番の申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございますが、場所は大佐田治部、現況地目は田1筆でございます。転用目的は資材置場です。転用理由は、会社が使用している資材置場が手狭となり、現在の資材置場に近い、申請地を資材置場として使用したいため。というものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和5年5月1日から令和6年6月30日までです。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理しております。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番山田委員。

山田委員

13番山田です。確認日1月15日、宮本委員、後藤推進委員と行いました。場所は、●●●駅より小阪部方面へ100m行ったところの左側にありました。各書類も揃っており問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第2号2番の議案に賛成の方

は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第2号3番の申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、3番でございます。場所は哲多町成松、現況地目は田1筆で、転用目的は住宅用地です。転用理由ですが、家族4人で借家に住んでいるが、子どもの成長を考え住宅木造2階建ての建築を計画している。親族所有の非農地に適当な場所がなく、土地購入も困難なことから、譲渡人の祖父所有の申請地に新築するもの。というものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は令和6年2月1日から令和6年8月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、借入金によるものです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番安達委員。

安達委員

15番安達です。1月15日に小川委員、井藤委員、逸見推進委員と4名で現地確認しております。昨年につきましては、耕作されて田でしたがその後トラクターでひくとか処置はしてありませんでした。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第2号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案

	<p>第2号4番の申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、4番でございます。場所は哲多町成松、現況地目は畑1筆で、転用目的は住宅用地です。転用理由ですが、現在、借家に住んでいるが、建物も老朽化し手狭で不便なため、住宅木造1階建ての建築を計画している。市街地で土地を探したが、希望の条件に合う土地が無かったところ、哲多町成松の知人の紹介で申請地を知り、哲多町成松は知人も多く、今後の生活においても安心できるため、本申請地に新築するもの。というものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和6年2月10日から令和6年5月31日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費、土地造成費、建築費は記載のとおりで、借入金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番安達委員。</p>
安達委員	<p>15番安達です。1月15日に小川委員、井藤委員、逸見推進委員と4名で現地確認しております。耕作された形跡はありませんでしたが草を刈って整備されておりました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第2号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第2号5番の申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、5番でございます。場所は神郷釜村、現況地目は畑1筆で、転用目的は住宅用地です。転用理由ですが、現在、実家に住んでいるが、家も古く家族も増えたため住宅木造2階建ての建築を計画している。実家近</p>

	<p>くで条件に合った適当な土地が申請地しかなかったため、本申請地に新築するもの。というものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は許可日から令和6年10月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、借入金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。16番信谷委員。</p>
信谷委員	<p>16番信谷です。確認日12月28日に仲田会長、大原推進委員と3名で行いました。場所は、●●●駅から北へ500m行ったところがありました。今現在、両親と住んでいる家が狭いので、譲渡人と譲受人は親族関係で譲渡人が贈与するというものです。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第2号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。なお、5条の各議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	<p>「よろしい。」</p>
会 長	<p>それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規についての説明をいたします。その前に12月の総会で保留としておりまし</p>

	<p>た議案第55号10番の案件につきましては登記簿、公図を取り寄せたところ現況がおおしく乖離していることから取下げとなっております。今回の新規について貸付が3件でしております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。1番法曾、畑1筆9年11ヶ月賃貸借、2番哲多町荻尾、畑1筆9年11ヶ月賃貸借、3番哲多町成松、田3筆11ヶ月賃貸借です。新規については以上です。</p>
会長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番からお願いします。</p>
三輪委員	<p>推進委員5番三輪です。確認を1月11日、西村委員、森委員と行いました。貸付人の方も現地に来られまして説明を受けました。場所は、●●●センターから哲多方向へ500m行った道の北に接しております。5分の1ぐらい貸付人が柿を植えており残り部分を貸付けるものです。問題ないと思います。</p>
逸見委員	<p>推進委員9番逸見です。現地確認を1月15日、井藤委員、安達委員、小川委員、私とで行いました。場所は、県道新見川上線矢戸の手前に●●●●●があります。そこを入り4キロ先に荻尾井原地区があります。その地区に入るとコミュニティーハウスがありその裏にあります。問題ないと思います。続いて3番は、本来なら再設定のところですが届出が遅れたことで新規になっております。確認は1月15日、先程の同じ方々としております。問題ありません。以上です。</p>
会長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第3号の新規について賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>再設定が2件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですの</p>

	<p>で、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p>
全 員	<p>「ありません。」</p>
会 長	<p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第55号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第4号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>現況証明の議案に入ります前に、現況証明願の1番につきまして、申請者より申請の取り下げの申し出がございましたので、こちらの取り下げを行わせていただきたいと思います。それでは、現況証明の申請につきまして、今回2件申請がございました。現地確認を、2番、3番は1月9日に行っております。</p> <p>2番でございますが、場所は大佐永富、台帳地目は田1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、長年耕作しておらず、現在の現況から自身での復興も困難であり、後継者も今後耕作しないため、平成12年12月頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。</p> <p>次に3番でございます。場所は豊永佐伏、豊永赤馬、台帳地目は畑7筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、一緒に農業をしていた妻が亡くなり一人では耕作することが難しくなった。また、イノシシ等の獣害が続いたため耕作を行わなくなり、平成10年頃より、現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番について10番宮本委員。</p>
宮本委員	<p>10番宮本です。1月15日に山田委員、後藤推進委員、私とで現地</p>

	確認しました。場所は、●●●小学校の県道を挟んで向側です。
会 長	3番について11番藤川委員お願いします。
藤川委員	11番藤川です。1月10日に、藤本委員、神山委員、妹尾推進委員と確認いたしました。場所は、●●●洞から東へ200m行ったところへ申請人の自宅があります。その前に●●●番●と●●●番●がありました。そこから南へ50m先に●●●番●があり、さらに20m行ったところに●●●番、●●●番がありました。自宅より北へ50mあがったところに●●●番、さらに50m行ったところに●●●番がありました。●●●番●と●●●番●は竹などが生えて原野の状況でしたが、他については茅を刈ってありまして綺麗に管理されており原野とはいえない状況でした。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第4号について認定に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、認定といたします。続きまして、報告事項に入ります。農地改良の届について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地改良の嵩上げの届出が1件ございました。現地確認を12月5日に行っております。場所は大佐小阪部、現況地目は畑1筆でございます。申請理由でございますが、嵩上げして畑作業をしやすい様にするため。というもので、改良高、改良面積は記載のとおりです。期間は令和5年12月18日から令和6年3月17日までです。早期に工事を行いたいとのことで、工事着工前に現地確認を行っております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。10番宮本委員。
宮本委員	10番宮本です。12月13日に山田委員、後藤推進委員と確認しました。工事もありまして、落ち込んだところを嵩上げし綺麗に整備するものです。問題ありません。

会 長	<p>続きまして、農地法施行規則第29条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>農地法施行規則第29条の届出が2件ございました。現地確認を、1番は1月9日に行っており、2番は12月26日に行っております。</p> <p>それでは1番でございます。場所は草間、現況地目は畑1筆でございます。申請理由でございますが、農業用に農機具を入れる倉庫が必要になったため、農機具倉庫を設置したものです。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和4年10月8日から令和5年1月10日です。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理しております。</p> <p>次に2番でございます。場所は哲西町大野部、現況地目は田1筆でございます。申請理由でございますが、農機具や農業用軽トラックを入れる倉庫として、農機具倉庫を設置したいもの。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和6年2月1日から令和6年5月31日までです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より報告願います。1番神山委員。</p>
神山委員	<p>1番神山です。1月10日に藤本委員、藤川委員、妹尾推進委員と確認しております。手順に問題あり始末書をいただいております、後は問題ありません。以上です。</p>
会 長	<p>2番について、5番奥津委員。</p>
奥津(賢)委員	<p>5番奥津です。確認を1月10日に、奥津委員、妹尾推進委員、私と3人で行いました。場所は、●●●地区から●●●地区へ抜ける市道があります。その市道に入って200m行った左手にありました。着工するところは綺麗に囲ってありました。</p>
会 長	<p>続きまして、農地法第43条第1項の規定による許可を要しない届について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>農地法第43条第1項の規定による届出が1件ございました。こちらについてですが、初めての報告のため、先に「農地法第43条第1項の規定による届出（農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出）」について説明させていただきます。お配りしております資料も併せてご覧ください。こちらは平成30年11月16日に施行さ</p>

れました農地法の改正により、農業委員会へ農地法第43条第1項の規定による届出をおこなうことで、対象農地の底面を全面コンクリート張りにした農業用ハウスなどの設置が可能になったものです。主な対象基準として、設置施設が農作物の栽培に供する施設であることや施設の棟高、軒高などの基準があります。

それでは1番でございます。現地確認を12月6日に行っております。

場所は哲西町矢田、現況地目は田1筆でございます。申請理由でございますが、今までは水稻苗を購入していたが、水稻作付面積の増加で費用が増加することを考慮し、経費削減のため、ビニールハウス内でプール育苗を行うもの。というものです。施設面積は210平方メートル、施設棟高は3メートルのビニールハウスを設置するものです。工事期間は令和5年11月から令和6年3月までです。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理しております。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員より報告願います。7番奥津委員。

奥津(忠)委員 7番奥津です。確認日は1月10日、奥津委員、妹尾推進委員、私とでしました。場所は、●●●中学校から国道を挟み右斜め前100mのところにあります。現在も工事をされております。始末書も提出されております。以上です。

後藤委員 この件でよろしいでしょうか。

会 長 推進委員7番後藤委員。

後藤委員 推進委員7番後藤です。ハウスを取った場合、コンクリート部分が残った場合はコンクリートを撤去し農地に戻さないといけないのでしょうか。

真治主任 実際にそのようなことになった場合、届出において、提出に当たり同意する事項に書かれているものがあります。私は、届出に係る施設において農作物の栽培を行なわれていない場合や農作物の栽培が適切に行われていないと認められる場合において、農業委員会からその是正について指導を受けた時は施設の改築のほか適正な是正処置を講じることに同意しますとありますので農業委員会の方からこの方に指導を行った場合その方がもうされないということならばコンクリート部分とかを取ってもらうかたちになろうかと思います。農地の全てにコンクリートをするのではなく一部に農業ハウスを建てその下にコンクリート張りをするものです。

会 長

ここで、4時まで休憩いたします。

～ 休憩 ～

会 長

只今から、再開いたします。続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

法務局照会につきまして、今回9件ございました。現地確認ですが、1番から6番は12月5日に、7番、8番、9番は12月26日に行っております。

それでは、1番ですが、場所は土橋、登記地目は畑1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「農地」と回答しています。

次に2番、場所は土橋、登記地目は畑2筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「農地」と回答しています。

次に3番、場所は土橋、登記地目は畑2筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「農地」と回答しています。

次に4番、場所は土橋、登記地目は田1筆、畑1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「農地」と回答しています。

次に5番、場所は土佐田治部、登記地目は田2筆、現況地目は公衆用道路という申請で、該当地は時期不詳で公衆用道路となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。

次に6番、場所は上熊谷、登記地目は畑1筆、現況地目は雑種地という申請で、該当地は時期不詳で雑種地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。

次に7番、8番、9番ですが、同一地、同一申請者のため、合わせて説明させていただきます。場所は神郷釜村、登記地目は7番が田5筆、8番が田5筆、9番が田1筆、畑1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、7番、8番、9番とも「非農地」と回答しています。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員より確認日、補足説明があれば1番から順次お願いします。
藤本委員	17番藤本です。1番2番3番4番まとめて説明させていただきます。場所は、土橋地区の●●●●の近辺です。現地確認を12月16日に藤川委員、神山委員、妹尾推進委員、私とでしました。雑木は一切ありませんでしたので農地と回答しております。
山田委員	13番山田です。現地確認を12月13日、宮本委員、後藤推進委員としました。場所は、県道新見勝山線●●●小学校から新見寄りに20mか30m行ったところで県道になっておりました。平成3年頃の切絵図を確認したところ県道の下になっておりました。以上です。
会 長	続きまして、6番を2番赤井委員。
赤井委員	2番赤井です。確認は12月9日、谷岡推進委員、泉推進委員、私とでしました。道のすぐほとりで雑種地と確認しました。
会 長	16番信谷委員。
信谷委員	16番信谷です。確認日12月28日、仲田会長、大原推進委員、私と行いました。場所は、足立と新郷の中間地点に●●地区があります。そこから新見日南線から西に100m行ったところから7番8番9番と並んで道沿いがありました。現状は雑木が大きくなっており、西日本豪雨の時にかなり被害がでており非農地と回答しました。
会 長	次に農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	農地転用期間変更届が1件でております。哲多町宮河地内、農地法第5条の宅地の予定ですが、地盤改良工事が必要になったため期間を変更したいというものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。15番安達委員。
安達委員	15番安達です。1月15日に、井藤委員、小川委員、逸見推進委員と4名で確認しました。当日は、ご本人が居られずお父様にお話を聞いたところ、家じたいはほとんどできているのですが杭打ちの作業が1月2

	5日ごろには終了ということでだいたいの工事が完了するのではないかと ということで確認をさせていただきました。問題ないと考えております。
会 長	次に完了届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	完了届が12件でております。草間地内2件、農地法施行規則第29 条の農道、農地法施行規則第53条の携帯電話基地局、上熊谷地内1件、 農地法施行規則第53条の携帯電話基地局、下熊谷地内1件、農地法施 行規則第53条の携帯電話基地局、正田地内1件、農地法第5条の職員 用露天駐車場、哲西町矢田地内2件、農地法施行規則第29条の農道、 西方地内1件、農地法施行規則第53条の携帯電話基地局、豊永佐伏地 内1件、農地法施行規則第53条の携帯電話基地局、井倉地内1件、農 地法施行規則第53条の携帯電話基地局、哲多町本郷地内1件、農地法 施行規則第53条の携帯電話基地局、哲多町宮河内地内1件、農地法施 行規則第53条の携帯電話基地局、以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があれば1番か ら順次お願いします。
神山委員	1番神山です。1番2番、1月15日に確認しております。
赤井委員	2番赤井です。3番4番、1月13日に確認しました。できておりま した。
西村委員	4番西村です。確認日は1月11日、担当委員3名で行いました。完 成しておりました。
奥津(忠)委員	7番奥津です。6番7番、1月10日に確認しました。
倉脇委員	8番倉脇です。1月17日に確認しております。
藤川委員	11番藤川です。1月10日に確認しました。
森委員	14番森です。1月11日に確認しました。
安達委員	15番安達です。11番12番、1月15日に確認しております。
会 長	次に、農地転用工事進捗状況報告について事務局の説明をお願いしま す。

森本局長	農地転用工事進捗状況報告が1件でしております。上熊谷地内、農地法第5条木材置場です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日、補足説明があればお願いします。2番赤井委員。
赤井委員	2番赤井です。確認は、1月13日に行いました。契約期間中でありますので木が置かれております。
会 長	続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	農地法第18条第6項の規定による通知が1件でしております。上熊谷地内本件土地を借受人の子に贈与する為となっております。3条申請がでしております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より、補足説明があればお願いします。2番赤井委員。
赤井委員	2番赤井です。1月13日に平委員、谷岡推進と確認しました。異常ありません。
会 長	続いて利用権設定中途解約合意書について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	利用権設定中途解約合意書が3件でしております。下熊谷地内、栗の木を植える為というものです。唐松地内、耕作者が体調不良の為、大佐永富地内、作業機械等の運搬が困難になった為となっております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。1番谷岡推進委員。
谷岡委員	推進委員1番谷岡です。確認を1月13日に、赤井委員、平委員としました。既に、栗の木が6本植えてありました。以上です。
会 長	次に、5番三輪推進委員。

三輪委員	推進委員 5 番三輪です。確認を 1 月 1 1 日にしました。異常ありません。
会 長	7 番後藤推進委員。
後藤委員	推進委員 7 番後藤です。1 月 1 5 日に確認しました。
会 長	続きまして、日程 3 協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
森本局長	事務局からお知らせいたします。令和 6 年能登半島地震の被災地に対しての義援金について、岡山県農業会議から 1 口 1,000 円で、1 人 1 口以上で募集が来ております。過去の事例につきまして報告いたします。平成 2 8 年熊本地震においては 1 人 3 口で、平成 2 3 年東日本大震災のおりには 1 人当たり 1,800 円で募金をしております。それぞれ皆さんの積立金から送金をしております。今回の能登半島地震の被災地に対する義援金について参加されますでしょうか。参加される場合は、1 人何口とされるかの協議をお願いいたします。
会 長	参加するかしないか、参加するといわれる方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成と認め参加し 1 人 2 口とします。続いて、その他、ご意見ご質問はありますか。それでは、次回総会についてお願いいたします。
谷岡参事	次回の総会ですが、2 月 1 6 日金曜日、午前 9 時 3 0 分から場所は南庁舎 3 階大会議室で開催します。3 月の予定ですが、3 月 1 9 日火曜日南庁舎 3 階大会議室で予定しております。
森本局長	事務局から追加で説明させていただきます。2 月 1 6 日総会の後に地域計画に関する説明会をさせていただこうと思いますので総会の後、お時間をいただくようになります。よろしくをお願いいたします。
会 長	他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を神山代理にお願いします。
神山代理	本日は、お疲れ様でした。(閉会挨拶)

(閉会時刻 午後 4 時 20 分)

令和6年1月25日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____